

会員の入会等に関する規程

制定 平成23年10月3日 令和3年5月14日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）の定款に定める規定に基づき、センター会員の入会等に関して必要な事項を定める。

(入会の手続)

第2条 定款第7条に規定する正会員の入会申込書は、別紙様式第1号とし、同申込書に個人にあつては、住民票（又は身分を証明する書類）、法人にあつては、当該法人の定款又は登記証明書に誓約書（別紙様式第2号）を添付しなければならない。

2 正会員の入会申込書には、前項に規定するもののほか業種毎に次の写しを添付しなければならない。

- (1) 浄化槽製造業にあつては、販売しようとする浄化槽に関する知事届出の写し。
- (2) 浄化槽工事業にあつては、特例浄化槽工事業届出受理通知書の写し又は浄化槽工事業知事登録の写し。
- (3) 浄化槽保守点検業にあつては、知事及び政令市長の浄化槽保守点検業者登録証の写し。
- (4) 浄化槽清掃業にあつては、浄化槽清掃業の許可証の写し。

3 正会員として入会申込みをする者は、業種ごとに組織した部会に入会しなければならない。

(入会の審査基準)

第3条 正会員の入会の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 過去にセンターの会員であった者が、除名により会員の資格を喪失してから5年以上経過していること。
- (2) 入会申込書に添付された関係書類から、会員として相応しいものと認められる個人又は法人であること。

2 会長は、入会申込書を受けたときは必要に応じて、事業所所在地の現地確認を行うものとする。

(入会の決定通知)

第4条 会長は、理事会において入会が承認されたときは、直ちに入会決定通知書（別紙様式第3号）により通知しなければならない。

(入会金及び会費の納付等)

第5条 定款第8条に規定する入会金及び会費は、別表第1のとおりとする。

- 2 入会金は入会決定通知書が届き次第速やかに納付するものとする。
- 3 会費は、毎年度定時総会終了後2箇月以内に納付するものとする。
ただし、年度途中において、入会した場合は月割りとする。
- 4 既に納付した入会金及び会費は、返還しない。

(賦課金の納付等)

第6条 定款第8条に規定する賦課金は、兵庫県内において設置される50人槽以下の浄化槽について、会員が率先して浄化槽の適正な製造、施工を図り、所期の性能を維持管理することで県民の信頼確保を図り公共用水域の水質保全に資するもので、別に定める「浄化槽保証制度に関する規約」に基づく事業の費用に充てるものとする。

- 2 前項の浄化槽保証制度は、浄化槽中間立会検査制度、浄化槽工事保証制度及び浄化槽水質保証制度の3種とし、賦課金については、別表第2のとおりとする。
- 3 浄化槽中間立会検査制度及び浄化槽水質保証制度に係る賦課金については、センターの各々の事業が完了した後に当該浄化槽関係業者がセンターからの請求に基づき納付しなければならない。
なお、浄化槽工事保証制度に係る賦課金については、当該浄化槽工事業者が兵庫県浄化槽指導要綱に規定する「使用開始検査等承諾書」購入時に納付しなければならない。

4 既に納付した賦課金は、原則として返還しない。

(退会の届出)

第7条 定款第9条の規定により退会しようとする者は、別紙様式第4号により退会届を会長に提出しなければならない。

(会員の入退会に関する周知)

第8条 会長は、新会員の入会が決定したとき、又は、退会したときはセンターが発行する広報誌に掲載しなければならない。

(資格喪失の周知)

第9条 定款第11条の規定により会員が資格喪失したときは、前条で規定する広報誌にその旨を記載し周知しなければならない。

(会員名簿)

第10条 会員名簿の様式及び記載事項は、別紙様式第5号によるものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会において承認を得なければならない。ただし、第5条及び第6条の規定については、総会において議決を得なければならない。

(補則)

第12条 この規定の運用に関し、必要な事項は理事会において定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、一般社団法人兵庫県水質保全センターの設立の登記の日から施行する。

(定款細則等の廃止)

2 次に掲げる定款細則等は、廃止する。

(1) 定款細則第7条の浄化槽事業賦課金（「設置並びに環境保全に関する誓約書」に貼付するシール）

(2) 「浄化槽の事業の適正化に関する規則」第5条及び第6条

附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行する。

別表第1（第5条第1項関係）

入会金及び会費

入 会 金	200,000円
会 費 (年)	30,000円

※ 第2条第3項に係る部会入会にあたっては、2業種以上に加入する場合は、追加する1業種部会につき部会入会金として50,000円を納入するものとする。

別表第2（第6条第2項関係）

保証制度事業賦課金

保証制度事業	業 種	金 額 (円/基)
浄化槽中間立会検査	製 造 業	10,000円
浄化槽工事保証	工 事 業	5,000円
浄化槽水質保証	保守点検業	4,000円
	清 掃 業	4,000円

様式第1号 (第2条関係)

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 殿

入 会 申 込 書

私（弊社）は、定款第7条の規定により貴センターの正会員として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。

記

入会申込日	令和 年 月 日
1. 添付書類	
個人	住民票（又は身分を証明する書類）
法人	法人の定款（又は登記証明書）
2. 登録(届出)等の添付書類	
浄化槽製造業	販売しようとする浄化槽に関する知事届出写し
浄化槽工事業	特例浄化槽工事業届出受理通知書写し又は浄化槽工事業知事登録写し
浄化槽保守点検業	知事及び政令市長の浄化槽保守点検業者登録証写し
浄化槽清掃業	主たる営業地域の浄化槽清掃業許可証写し

※ 添付する書類に○印を記入してください。

[申込者]

〒 _____

住 所 _____

法人名 _____

代表者名 _____

TEL _____ () _____

FAX _____ () _____

E-mail _____

URL _____

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 殿

誓 約 書

私（弊社）は、貴センターへの入会にあたり、定款等を遵守するとともに、下記の行為を行った場合には、貴センターの処分に対して異議申し立てを行わないことを誓約いたします。

記

- (1) 浄化槽の関係法令及び担当行政部局の指導に反すること。
- (2) 貴センターが定める定款又は諸規定等に違背すること。
- (3) 著しく統制を乱し、貴センターの名誉を損なうこと。

〔申 込 者〕

〒 _____

住 所 _____

法 人 名 _____

代表者名 _____

TEL _____ (_____)

FAX _____ (_____)

様式第3号 (第4条関係)

氏名(法人・代表者) 様
入 会 決 定 通 知 書
貴殿 (貴社) は、当センターの正会員として、理事会で承認が得られましたので通知いたします。
令和 年 月 日
一般社団法人兵庫県水質保全センター 会 長 ⑩

様式第4号 (第7条関係)

令和 年 月 日
一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 殿
退 会 届
私 (弊社) は、定款第9条の規定により、貴センターを退会いたしたいのでお届けします。
〒 _____
住 所 _____
法 人 名 _____
代表者名 _____
TEL _____ () _____
FAX _____ () _____

様式第5号 (第10条関係)

[会員名簿]

会員 コード (所属部会)	登録 (届出) 番号	会社名 (住所、電話番号、FAX 番号、E-mail、URL) 営業所名等 (住所、電話番号等)	代表者名	技術者氏名	保守点検業登録地域 清掃業許可地域